第二・六条　関税率の差異

1　関税率の差異（注）の対象となる全ての原産品は、輸出締約国がＲＣＥＰ原産国である場合に限り、輸入締約国が附属書Ⅰ（関税に係る約束の表）の自国の表に定める関税に係る約束に従って輸入の時に当該輸出締約国の原産品について適用する関税上の特恵待遇を受ける。

注　締約国は、「関税率の差異」とは、輸入締約国が同一の原産品について適用する異なる関税上の待遇をいうものと了解する。

2　原産品のＲＣＥＰ原産国は、当該原産品が第三・二条（原産品）の規定に従って原産品としての資格を取得した締約国とする。同条(b)の規定に関しては、原産品に対して5に規定する軽微な工程以外の生産工程が輸出締約国において行われた場合に限り、当該原産品のＲＣＥＰ原産国は、当該輸出締約国とする。

3　2の規定にかかわらず、輸入締約国により附属書Ⅰ（関税に係る約束の表）の自国の表の付録に特定された原産品については、当該原産品が当該付録に定める追加的な要件を満たす場合に限り、ＲＣＥＰ原産国は、輸出締約国とする。

4　2及び3の規定によって原産品の輸出締約国がＲＣＥＰ原産国であると決定されない場合には、当該原産品のＲＣＥＰ原産国は、輸出締約国における当該原産品の生産において使用された原産材料のうち合計して最高価額のものを提供した締約国とする。この場合において、当該原産品は、ＲＣＥＰ原産国のその原産品について適用される関税上の特恵待遇を受ける。

5　2の規定の適用上、「軽微な工程」とは、次の工程をいう。

(a)　輸送又は保管のために産品を良好な状態に保つことを確保する保存のための工程

(b)　輸送又は販売のために産品を包装し、又は提示する工程

(c)　ふるい分け、選別、分類、研ぐこと、切断、切開、破砕、曲げること、巻くこと又はほどくことから成る単純な（注）処理

注　この5の規定の適用上、「単純な」として規定される活動とは、専門的な技能又は特別に生産され、若しくは設置された機械、器具若しくは設備を必要としない活動をいう。

(d)　産品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程

(e)　産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈

(f)　生産品の部品への分解

(g)　動物をとさつする工程（注）

注　この5の規定の適用上、「とさつ」とは、動物を単に殺すことをいう。

(h)　塗装及び研磨の単純な工程

(i)　皮、核又は殻を除く単純な工程

(j)　産品の単純な混合（異なる種類の産品の混合であるかどうかを問わない。）

(k)　(a)から(j)までに規定する二以上の工程の組合せ

6　1及び4の規定にかかわらず、輸入締約国は、輸入者に対し、次のいずれかの関税上の特恵待遇を要求することを認める。

(a)　輸入締約国が、原産品の生産において使用された原産材料を提供する締約国からの同一の原産品について適用する各関税率のうち最も高い関税率。ただし、当該輸入者がその要求を証明することができる場合に限る。原産材料とは、最終的な産品の原産品としての資格の要求において考慮された原産材料のみをいう。

(b)　輸入締約国が、締約国からの同一の原産品に適用する各関税率のうち最も高い関税率

7　第二十・八条（一般的な見直し）の規定にかかわらず、締約国は、この条の要件並びに附属書Ⅰ（関税に係る約束の表）の締約国の表の付録に定める品目数及び条件を削減し、又は撤廃するため、この協定が効力を生ずる日から二年以内に、及びその後は三年ごとに又は締約国間の合意に従って、この条の規定の見直しを開始する。

8　7の規定にかかわらず、締約国は、附属書Ⅰ（関税に係る約束の表）の自国の表の付録に関し、他の国又は独立の関税地域がこの協定に加入する場合において同付録の改正（同付録に定める追加的な要件の改正を含む。）を行う権利を留保する。その改正は、全ての締約国の合意を条件とするものとし、第二十・四条（改正）及び第二十・九条（加入）の規定に従って効力を生ずる。

第二・七条　物品の分類

締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第二・八条　関税上の評価

千九百九十四年のガット第七条の規定並びに関税評価協定第一部及び関税評価協定附属書一の解釈のための注釈の規定は、締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する。

第二・九条　通過物品

各締約国は、千九百九十四年のガット第五条3の規定及び貿易円滑化協定の関連規定に従い、他の締約国からの通過物品又は他の締約国への通過物品の通関を引き続き円滑に行う。

第二・十条　産品の一時輸入

1　各締約国は、次の全ての要件を満たす場合には、自国の法令の定めるところにより、輸入税の納付について条件付で全額の又は部分的な免除を受けて産品が自国の関税領域に持ち込まれることを認める。

(a)　当該産品が特定の目的のために自国の関税領域に持ち込まれること。

(b)　当該産品が特定の期間内に再輸出されることが予定されること。

(c)　当該産品を使用することによる通常の価値の低下及び消耗を除くほか、当該産品にいかなる変更も加えられていないこと。

2　各締約国は、関係する者の要請があった場合において、自国の税関当局が正当と認める理由があるときは、1に規定する一時免税輸入の期間制限を最初に定めた期間を超えて延長する。

3　いずれの締約国も、1に規定する産品の一時免税輸入の条件として、次のこと以外を要求してはならない。

(a)　当該産品が、専ら他の締約国の国民若しくは居住者によって、又はこれらの者自身の監督の下において、これらの者の業務活動、営業、職務又はスポーツを遂行するために用いられること。

(b)　当該産品が、自国の領域にある間は販売されず、又は賃貸されないこと。

(c)　当該産品が、輸入又は最終輸入の際に課されることとなる関税、租税、手数料及び課徴金の額を超えない額の担保又は保証（輸出の際に返還されるもの）を伴っていること。

(d)　当該産品が、輸出入に際してその同一性を確認することができるものであること。

(e)　当該産品が、(a)に規定する者の出発に際して又は一時輸入の目的に関連する自国が定める期限（延長される場合を除く。）までに輸出されること。

(f)　当該産品が、予定される用途のための合理的な数量を超えて輸入されないこと。

(g)　当該産品が、自国の法令に従って自国の領域に輸入可能であること。

4　締約国は、自国が3の規定に基づいて課する条件が満たされなかった場合には、自国の法令に定める他の課徴金又は罰金に加えて、産品に通常課されるであろう関税その他課徴金を課することができる。

5　各締約国は、この条の規定に基づいて一時輸入された産品が、輸入を認めた税関が所在する場所（注）以外の税関が所在する場所から再輸出されることを認める。

注　ラオスについては、「税関が所在する場所」とは、国際税関が所在する場所をいう。

第二・十一条　コンテナー及びパレットの一時輸入

1　各締約国は、自国の法令又は自国が締結している関連する国際協定の定めるところにより、国際運輸において産品の輸送に用いられており、又は用いられるコンテナー及びパレットについて、その原産地のいかんを問わず、一時免税輸入を認める。

(a)　この条の規定の適用上、「コンテナー」とは、リフトバン、可搬タンクその他これらに類する構造の輸送機器であって、次の全ての条件を満たすものをいう。

(i)　全体又は一部が区切られて産品を収納するための区画室を構成していること。

(ii)　恒久的性質を有しており、反復使用に適するほど堅ろうであること。